

鎌倉市戸別収集品目専用集積所設置及び維持管理事業補助金
～申請から補助金交付までの流れ～

【対象者】

- 集合住宅のごみ集積所を管理している管理会社・管理組合、集合住宅の所有者、自治会・町内会

【補助内容】

対象事業	内容	補助金額
ごみ集積所設置事業	ごみ集積所の購入や買い替えなど	購入価格の 75%補助 (100 円未満切り捨て) 上限 10 万円
ごみ集積所維持管理事業	維持管理物品等の購入 (チラシ、看板、監視カメラ等)	

【補助期間】

令和 6 年（2024 年）10 月 1 日～令和 8 年（2026 年）3 月 3 1 日

【申込方法】

- 1 市役所または笛田リサイクルセンターから補助に関する申請書類を受け取ります。またはホームページからダウンロードしてください。
- 2 申請書、ごみ集積所位置図、費用が分かる書類、役員等名簿及び照会承諾書をごみ減量対策課戸別収集担当に提出してください。
- 3 市役所から決定通知書が送付されます。
- 4 物品を購入してください。購入後、実績報告書、購入物品の写真、領収書の写し及び請求書を添えてごみ減量対策課戸別収集担当に提出してください。
- 5 補助金が指定の口座へ支払われます。

【留意事項】

- 申請前に購入した物品は補助対象になりませんので、ご注意ください。
- 1 集積所につき、対象事業ごとに 1 回まで補助が受けられます。
- 機種や販売店の指定はありません。
- それぞれの対象事業において、下記の費用は補助の対象金額には含まませんのでご注意ください。
- ・ごみ集積所設置事業
運搬費用・設置費用・補償費用等及び販売店のポイントによる購入
 - ・ごみ集積所維持管理事業
運搬費用・補償費用等及び販売店のポイントによる購入
- 鎌倉市開発事業における手続き及び基準等に関する条例第 51 条第 1 項による開発事業で建築された集合住宅で、令和 7 年 3 月 31 日までに引き渡しが完了していない物件についても、補助の対象にはなりません。

<問い合わせ先> 鎌倉市ごみ減量対策課戸別収集担当
笛田 1-1 1-3 4 笛田リサイクルセンター
TEL：0467-40-5542